

議 事 日 程 (令和2年12月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第4 議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第8 議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について
- 日程第11 議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第12 安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 恵 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正 副 町 長 岡 田 武 史

教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
会計管理者兼 税 務 課 長	坂 優	民生調整監兼 住民環境課長	吉 村 等
建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総 務 課 長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長	河 合 一	学校教育課長	堀 隆 志
生涯学習課長	今 村 厚 士		

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書 記	定 益 直 子
書 記	山 形 さおり		

(開会時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

コロナ、コロナ、コロナで大変な時期でございます。昨夜も私の部落で役員会がございまして、その中でやはりこれだけ急速にコロナが出てきたということで、来週の日曜日に予定しておりました環境美化運動を急遽中止にいたしましたということでございまして、くしゃくしゃになっておるといのは、町でもあり、なおかつ部落の中でもあるんじゃないかなあと。また、各個人の皆さんにおいても、コミュニケーションが大変減っておるといことで危惧をいたしております。

これからますます寒くなってきますと、今後はインフルエンザがはやってこようかと思えます。どうぞ御自愛のほどお願いをいたします。

ただいまから令和2年第4回の安八町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議議事録の署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 碓井昭夫君、9番 山中美恵子さんを指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの12日間とすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和2年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員

各位には、師走に入り、何かと御多用の中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

早いもので、今年も残すところあと僅かとなりました。今年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るっております。今年はコロナに始まりコロナに終わると言っても過言ではないほどコロナに振り回された感があります。感染症拡大対策として数々の自粛・制約を余儀なくされ、一旦は落ち着きを見せたものの、最近では第3波の到来などとも言われ、感染者数も高いレベルで推移しており、まだまだ終息への道のりは険しいと感じております。ワクチンの開発などの報道もありますが、一刻も早く終息に向かうことを願う次第でございます。

このコロナによる影響は計り知れず、経済活動や雇用の面など、多面にわたり深刻かつ甚大なものとなっております。ただいま来年度予算の編成を進めておりますが、特に税や交付金などにおいて、何かと先行き不透明なところも多い中にありますが、当然、必要な事業は取り入れていかなければならず、どのような状況に置かれてもまちづくりへの支障が極小となるよう、行財政基盤の強化を念頭に置いております。住民の皆様へも何かと御理解・御協力をいただかなければならないところもあろうかと思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会には、地方税法改正に伴う関係条例の改正など条例改正が4議案、一般会計・特別会計補正予算、一部事務組合の解散に関する協議の合わせて9議案、そのほかに選挙管理委員補充員の選挙についてを上程させていただきます。

個々の案件につきましては、担当より御説明させていただきますので、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は簡単明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

会計管理者兼税務課長 坂優君。

会計管理者兼税務課長 議第55号につきまして、朗読説明をさせていただきます。

議第55号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、令和2年度税制改正において、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことや、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）が公布されたことに伴い、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は改正本文でございます。

今回の改正の1点目でございますが、第1条、安八町延滞金徴収条例の一部改正から5ページ最下段の第7条、安八町法定外公共物の管理条例の一部改正の全条例におきまして、同様の改正内容となります。

各条例の附則において、延滞金の割合の特例について定めている部分がございます。その条文内の文言、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改正するものです。文言の改正を行うもので、延滞金の割合については従来どおりでございます。

2点目につきましては、4ページをお願いいたします。

第4条の安八町国民健康保険条例の一部改正の上段部分でございます。

第17条第1項第1号及び下段となります附則第3条の改正となります。

内容は、平成30年度の税制改正において、給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされました。これに伴い、所得情報を活用しております国民健康保険においても被保険者に不利益が生じないように改正を行うもので、保険料の被保険者均

等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、当該世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条、この条例は令和3年1月1日に施行するものです。

第2条以降につきましては、各改正条例の経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

また、別冊議案資料には各条例におけます新旧対照表が添付してございますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第55号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第4、議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 9ページをお願いいたします。

議第56号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第56号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、子育て世代家庭への支援と福祉の増進を図ることを目的に医療費助成の対象年齢を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料にて御説明申し上げますので、議案資料の11ページを御覧ください。

条例の新旧対照表、左が改正前、右は改正後でございます。

現在、小・中学生までとしている対象年齢を高校生世代まで拡大し、子育て家庭への支援と福祉増進を図るものでございます。

条例中、関係する条文、第1条の目的、第2条の定義、第3条の受給資格者、そして第3条の2、受給者の各条文において、小・中学生に高校生世代を加えるものでございます。

また、第2条の定義においては、対象年齢を「15歳」から「18歳」へと改めるものでございます。

議案書の11ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第56号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 13ページをお願いいたします。

議第57号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

議第57号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例制定について。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八スマートインターチェンジ周辺の用途地域の指定に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下、改正に係る別表でございます。

内容につきましては議案資料のほうで御説明をさせていただきますので、議案資料13ページをお願いいたします。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表でございます。

右側が改正後で、左側が改正前でございます。

別表第2（第4条、第5条関係）につきまして、「1 法別表第2（を）項に掲げる建築物」を削除し、号を切り上げさせていただきます。

本文の15ページの末尾に戻っていただきますようお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和2年12月21日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第57号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第6、議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第58号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第58号 安八町水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、水道料金徴収体系を明確にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町水道給水条例の一部を改正する条例。

安八町水道給水条例（平成10年安八町条例第9号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

改正内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料14ページ、安八町水道給水条例新旧対照表をお願いいたします。

右側が改正後で、第28条の次に新たに2条を加えます。

第28条の2では、水道料金の督促について規定を設けます。

第1項では、地方自治法施行令の規定に基づき、料金を納期限までに納付しない者に対し、納期限後20日以内に督促をすること。

第2項では、督促による納期限は督促状発行の日から10日以内とすること。

第3項では、督促状を発行した場合には、1通につき100円の督促手数料を徴収することを規定しております。

第28条の3では、水道料金に係る遅延損害金の徴収について規定を設けます。

第2項では、遅延損害金は料金の額が2,000円以上の場合に徴収し、その額は料金の納期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、民法に規定する法定金利の利率の割合を乗じて計算した額とすること。

第3項では、遅延損害金の端数処理の方法。

第4項では、うるう年における取扱いを規定しております。

議案書の19ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。

施行期日等。この条例は令和3年4月1日から施行し、同日以後に徴収する料金について適用し、同日前に徴収した料金については、なお従前の例による。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第58号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

順次、説明を求めます。

総務課長 山田靖君、企画調整課長 大平共美君、民生調整監兼住民環境課長 吉村等君、福祉課長 坂和由君、建設調整監兼産業振興課長 岡田立君、建設課長 河合一君、学校教育課長 堀隆志君、生涯学習課長 今村厚士君、この順で説明を求めます。

総務課長、お願いします。

総務課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第59号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第59号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億3,556万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の変更）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、77億3,374万円から182万8,000円を増額し、77億3,556万8,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、単位は1,000円でございます。

なお、補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

今回、公共事業等債の限度額を1,100万円減額し、5,600万円とし、地方債合計を4億9,430万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、27ページの最上段をお願いします。

款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額1,773万円につきましては、土地売払収入を補正するものでございます。

これは、安八町牧地内におけます町道路線の廃止等によりまして、町有地3筆分を工場敷地として一体利用する予定の民間会社への払下げに伴うものでございます。

1枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

今まで3回の補正予算でもって新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源といたしました事業予算を編成して、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ってまいりました。今回、各課におけますこれらの事業予算につきまして入札執行等を行いましたので、減額補正も含め、執行見込みに合わせた所要の見直し、拡充などを行っていきたいと考えております。

それでは、総務課に係ります補正予算につきまして、御説明いたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の97万円で

ございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金、減額の100万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、その他の諸収入6万4,000円は、総合賠償補償保険からのものがございます。

節区分、負担金、補助及び交付金90万6,000円は、地区行政執行経費で町内2地区からの地区集会所の改修工事に対する地区集会所設置補助金を計上するものです。

次に、補償、補填及び賠償金6万4,000円は、令和2年11月12日午後6時55分頃に、安八町総合運動公園野球場東側駐車場で発生しました車両事故につきまして、安八町が相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金を支払うものです。

次に、特別定額給付金事業でございますが、補正額はございませんが、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

これは、9月補正でお認めいただきました町単独の安八町新生児特別定額給付金事業における全体事業費700万円の財源の一部を国庫支出金のコロナの交付金から100万円減額し、一般財源へ100万円、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

次に、目、財産管理費、補正額、増額の2,273万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の国庫支出金1,971万8,000円は、新型コロナの交付金でございます。

次に、その他の諸収入301万8,000円は、東安中学校組合負担金479万1,000円のうち、一部を公共施設維持管理経費に財源充当するものでございます。

まず本庁舎管理経費といたしまして、節区分の需用費の消耗品費350万円は、消毒液、アクリル製の飛沫パーティションなどを追加購入するための経費でございます。

2つ飛んでの備品購入費、減額の432万2,000円は、新型コロナウイルス感染症対応のため、公共施設における移動式空調機や発電機等を購入しましたので、その入札差金でございます。

次に、戻りまして、公共施設維持管理経費といたしまして、節区分の委託料、業務委託、減額の470万円は、公共施設の建物等劣化診断に係る調査及

び中長期整備改修経費の策定業務の入札執行を行いましたので、その入札差金でございます。

次の工事請負費2,825万8,000円は、今後、先ほどの建物等劣化診断結果に基づきまして、公共施設の改修・補修工事を行うための工事請負費でございます。

1つ飛びまして、目の財政調整基金費、補正額、増額の894万1,000円でございます。今回の補正に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、31ページをお願いいたします。

31ページの中段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の1,288万円でございます。ここでの補正予算は9月補正でも御説明させていただきましたが、企画調整課で行う商工総務事務経費と、総務課で行うプレミアム商品券事業の2つの事業がございます。総務課で行う事業につきまして御説明をさせていただきます。

プレミアム商品券事業で補正額はございませんが、財源内訳の変更をお願いするものでございます。今回の補正で、財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で減額の1,368万円のうち、330万円分減額いたしまして、9月補正でお認めいただきましたプレミアム商品券事業における事業費の補助金4,950万円の財源の一部を国県支出金から一般財源へ330万円、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、29ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の94万円。節区分、負担金、補助及び交付金、補助金94万円、地方創生事業としまして、定住促進住宅取得助成金でございます。

内容といたしましては、建築確認申請が多数あり、当初予算を上回る申請が予測されますので補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページ中段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、事業名、商工総務事務経費でございます。補正額、減額の1,288万円。財源内訳といたしましては、特定財源、国

庫支出金1,368万円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,038万円、県支出金250万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金、減額の1,288万円。内訳といたしまして、負担金186万円、補助金1,102万円でございます。内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応県協力金186万円、安八町新型コロナウイルス感染症拡大防止助成金602万円、安八町雇用調整助成金等上乗せ助成金500万円、執行状況を鑑み、減額補正を計上するものでございます。

議長 民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、29ページへ戻っていただきますようお願いいたします。

29ページ下段の表でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、下段の国民年金事務費、補正額6万3,000円、財源内訳として、国県支出金の2万5,000円は、年金システム改修に充てる国民年金事務費委託金、節区分、委託料、業務委託の2万5,000円は、国民年金事務のうち、学生納付特例申請書の改訂に伴うシステム改修費でございます。

続いて、1枚はねていただきまして最上段でございます。

続きでございます。

節、償還金、利子及び割引料3万8,000円は、年金生活者支援給付金の令和元年度分の事務費の精算による交付金を一部返還するものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 ページは、2枚戻っていただきまして、27ページの最下段をお願いいたします。

歳入の款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の596万1,000円のうち、介護給付費過年度収入110万6,000円、これは前年度介護保険給付費の精算確定により、安八郡広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、29ページの下段をお願いいたします。

歳出、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、減額の50万1,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金です。節区分の需用費、消耗品費は、社会福祉事務経費として、福祉避難所に整備する感染症予防対策における消耗品等の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、30ページをお願いいたします。

目の安八温泉費、補正額、減額の23万3,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の需用費、消耗品費は、安八温泉運営経費として、感染症予防対策における消耗品等の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、目の介護保険費、補正額、増額の7万1,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は、介護保険負担経費として、前年度介護保険受託事業の精算確定により、安八郡広域連合へ返還するものでございます。

続きまして、項の児童福祉費、目、保育所費、補正額、減額の29万6,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。節区分の工事請負費は、こども園施設管理経費として、こども園の改修工事及び非接触型水道蛇口取替え工事の入札差金を減額するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、補正額、増額の37万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金、減額の12万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。寄附金の50万円は、保健衛生費寄附金でございます。節区分の需用費、消耗品費、減額の12万8,000円は、保健センターでの健診における感染症予防対策の消耗品等の入札差金を減額するものでございます。節の備品購入費50万円は、寄附金を活用し、サーモグラフィーとAEDを購入し、保健センターに設置するものでございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書31ページの上段をお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額575万円でございます。財源内訳は、県支出金の元気な農業産地構造改革支援事業補助金575万円でございます。全て負担金、補助及び交付金の補助金でございます。営農組織支援推進事業の一環として、クリーンファーム・まきの育苗施設整備に対し補助採択を受けましたので、補正をお願いするものでござい

す。

なお、機械導入経費と異なる投資のため、町の農業機械等導入支援事業の対象とはならず、県補助のみで、町からの補助金がないものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の31ページ最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額1,538万2,000円、財源内訳、特定財源、国県支出金、国庫支出金769万1,000円は社会資本整備総合交付金、地方債700万円は公共事業等債でございます。節区分、工事請負費1,538万2,000円は、道路維持経費として舗装補修に関する社会資本整備総合交付金の追加内示がありましたので、路面状況の悪い幹線町道1路線分の補修費でございます。

続きまして、裏面32ページの最上段をお願いいたします。

項の都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額、減額の4,007万4,000円です。財源内訳、特定財源、国県支出金の国庫支出金、減額の2,003万7,000円は社会資本整備総合交付金、地方債、減額の1,800万円は公共事業等債、その他、繰入金、減額の250万円はスマートインターチェンジ建設基金繰入金でございます。節区分、工事請負費、減額の4,007万4,000円は、都市計画整備道路改良事業として県道間アクセス道路の延伸事業費でございます。

道路整備に関する社会資本整備総合交付金の額確定により、申請金額より交付額が低かったため、今年度予定しておりました県道間アクセス道路の延伸工事が困難となりましたので、減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、目の地域づくり費、補正額はございません。財源内訳の特定財源、国県支出金、国庫支出金、減額の9万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その他、諸収入9万円は東安中学校組合負担金でございます。

花いっぱい運動推進事業につきまして、コロナによる長期休校が終わり、6月からの段階的な学校再開に合わせ、子供たちが元気に登校できるよう正門や玄関付近に花を飾りました。今回、東安中学校分につきまして、東安中学校組合から負担金を頂きましたので、財源の組替えを行うものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、教育費関係をお願いいたします。

32ページの中段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の104万6,000円です。財源内訳の特定財源、国県支出金の国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、減額の204万円です。その他といたしまして、寄附金で60万円です。節区分といたしまして、工事請負費で増額の248万6,000円は、名森小学校放送設備改修工事費でございます。

続きまして、備品購入費は減額の116万円です。これは寄附金3小学校分の60万円と、サーモグラフィー7台分と、図書消毒機3台分の入札差金による減額でございます。

負担金、補助及び交付金の負担金、減額の28万円は給食費の負担金の減額でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、減額の36万6,000円です。財源内訳の特定財源、国県支出金の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、減額の286万7,000円、県支出金の41万8,000円は、修学旅行費補助金でございます。その他といたしまして、寄附金40万円と、諸収入として東安中学校組合負担金で168万3,000円でございます。節区分といたしまして、工事請負費で減額の8万1,000円は、非接触型水道蛇口取替え工事費の入札差金でございます。

備品購入費は、減額の37万円で、これは寄附金2中学校分40万円と、登龍中学校のサーモグラフィー3台と、図書消毒機2台分の入札差金による減額でございます。

負担金、補助及び交付金の負担金、減額33万3,000円は、給食費の負担金の減額でございます。

補助金は、登龍中学校の修学旅行費補助金の41万8,000円でございます。

議長 生涯学習課長 今村厚土君。

生涯学習課長 ハートピア安八分を御説明します。

議案書33ページ下段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、減額の9万3,000円。財源内訳として、国県支出金、特定財源、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。節区分、備品購入費、

図書書籍用除菌ボックス2台分と、児童館玩具の殺菌保管庫が入札等により差金が生じたので、それぞれ減額補正させていただくものでございます。

以上、議第59号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第59号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第60号を朗読説明申し上げます。

議第60号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,397万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、37ページ、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

37ページが歳入、38ページが歳出で、いずれも合計としまして、補正前の額1億9,394万4,000円、補正額2万9,000円、計として1億9,397万3,000円でございます。

39ページの歳入内訳でございますが、特定財源のため、40ページの歳出で御説明申し上げます。

40ページをお願いいたします。

上段の表、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額14万9,000円。財源内訳として、その他、国庫支出金2万9,000円は、システム改修に充てる後期高齢者医療の円滑化補助金でございます。節区分、委託料、業務委託の14万9,000円は、後期高齢者医療の保険料軽減見直しに対するシステム改修でございます。

下の表でございます。款項目とも予備費、補正額、減額の12万円は、さきに説明いたしましたシステム改修の財源調整に充てるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第60号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について、日程第10、議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、日程第11、議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 順次、御説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いします。

議第61号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、43ページをお願いいたします。

西南濃老人福祉施設事務組合規約の一部を変更する規約。

西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）の一部を次のように変更する。

以下は、改正本文でございます。

別冊の議案資料と併せて御説明申し上げますので、別冊の議案資料15ページを御覧ください。

規約の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

組合の規約変更を必要とする理由でございますが、老人福祉法第15条第3項の規定により、養護老人ホーム西濃西風園を運営するため、西濃圏域2市6町で構成される当組合が設立されました。当組合施設は、昭和47年8月1日開設以後、48年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、また入所者数の減少により、施設運営費や建物の維持管理費等、今後、構成市町による負担増が見込まれるところでございます。

こうした中、民間事業者による盲養護老人ホーム、令和3年4月1日開設予定が当組合施設の隣接地に建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、組合が解散した場合に発生する事務の承継について、新たに規約に追加する必要が生じたものでございます。規約に解散という項目がないため、第4章の次に新たに第5章として組合の解散を加え、また第10条として、組合が解散した場合において、垂井町が事務を承継するという規定を加えるものでございます。

議案書の43ページに戻っていただきまして、附則として、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、議第62号について御説明申し上げます。

議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について。

令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条の規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

組合の解散理由でございます。

西濃圏域2市6町で構成される当組合の養護老人ホーム西濃西風園が設立後48年経過し、老朽化が進み、また入所者の減少により、構成市町の負担増が見込まれるところでございます。こうした中、民間事業者による盲養護老人ホームが隣接地に建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、令和3年3月31日をもって組合を解散するものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、47ページをお願いします。

議第63号について御説明申し上げます。

議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

令和3年3月31日限り西南濃老人福祉施設事務組合を解散することに伴う財産処分について、別紙のとおり垂井町に帰属させることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、西南濃老人福祉施設事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第559号）第2条に規定する関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いします。

西南濃老人福祉施設事務組合の財産処分を次のとおり定めるものでございます。

垂井町に帰属させる財産として、1. 建物、園舎、鉄骨造2階建て、553.53平方メートル。2. 物品、貨物自動車1台。

組合財産の処分理由でございますが、西濃圏域2市6町で構成される当組合の養護老人ホーム西濃西風園の隣接地に民間事業者による盲養護老人ホームが建設されることとなり、同種の社会資源が充足されるため、令和3年3月31日をもって解散することに伴い、組合の財産処分を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 議第61号 西南濃老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案どおり可決いたしました。

議第62号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決いたしました。

議第63号 西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第12、安八町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

議会事務局より朗読をさせます。

議会事務局長 51ページをお願いいたします。

それでは朗読させていただきます。

安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

安八町選挙管理委員及び補充員は、令和2年12月23日をもって任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものとする。

令和2年12月7日、安八郡安八町議会。

議長 お諮りいたします。

選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、私が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

安八町選挙管理委員には、金森登美子さん、後藤直己君、後藤修君、堀良直君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名した方を安八町選挙管理委員の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金森登美子さん、後藤直己君、後藤修君、堀良直君は、安八町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、金森拓君、安藤雅彦君、辻秀記君、小川昭善君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名した方を安八町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金森拓君、安藤雅彦君、辻秀記君、小川昭善君は、安八町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充の順番は、ただいま私が指名いたしました順番にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、補充の順番は、ただいま私が指名しました順番に決定しました。

お諮りいたします。

各委員会の審査ため、12月8日から12月17日までの10日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月8日から12月17日までの10日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午前11時06分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月7日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 山 中 美 恵 子

